

東大阪市狭あい道路拡幅整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市の狭あい道路の拡幅を推進することについて必要な事項を定めることにより、災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な居住環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道、その他幅員4メートル未満の道で一般交通の用に供されているもののうち東大阪시가管理している道路をいう。
- (2) 建築主 狭あい道路に接する敷地（以下「敷地」という。）に建築確認申請を伴う建築物を建築しようとする者をいう。
- (3) 後退用地 敷地の一部で、当該狭あい道路の中心線とその中心線からの水平距離2.35メートルの線との間（当該狭あい道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合において、その中心線からの水平距離2メートル未満で川、崖地、線路敷地その他これらに類するものに沿うときは、当該川等の道の側の境界線とその境界線から道の側に水平距離4.35メートルの線との間）にあるものをいう。
- (4) 土地所有者等 後退用地又は隅切り用地について、所有権、借地権その他の土地を使用する権利を有する者をいう。
- (5) 支障物件 土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となる物件（容易に移動させることができるもの並びに法第2条第1号に規定する建築物及び法第44条第1項に規定する擁壁を除く。）をいう。
- (6) 拡幅整備 後退用地を避難上及び通行上支障のない道路形態に整備することをいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は別紙1に含まれる地域に存する狭あい道路に接する敷地について適用する。ただし、次の各号に該当するものについては本要綱を適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を行う者
- (3) 不動産の分譲や賃貸の事業、その他営利を目的とする事業に伴うもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(拡幅整備の事前協議)

第4条 建築主は後退用地を拡幅整備しようとするときは、狭あい道路事前協議書（様式1）を市長に提出し、狭あい道路の拡幅整備について協議を行うものとする。

2 東大阪市狭あい道路事前協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 現況平面図（縮尺1:100）
- (3) 現況写真
- (4) 土地の全部事項証明書の及び公図の写し
- (5) 計画平面図（自主整備の場合）（後退位置が確定したもの）
- (6) 境界確定図の写し

- (7) 筆界確認書の写し
 - (8) 工程表(申請年度内に整備が完了することが確認できるもの)
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 3 市長は、第1項の協議が成立したとき、建築主に対し狭あい道路事前協議済書(様式2)を交付するものとする。
- 4 市長は、第1項の協議に係る後退道路用地の整備及び維持管理が困難であると認めるときは、協議を打ち切るものとし、当該協議を打ち切った後退用地には次条からの規定は適用しない。
- (後退用地の寄付又は無償土地使用貸借契約)
- 第5条 建築主は前条第1項の協議により後退用地を市に寄付する場合、土地寄付申込書、その他必要な書類を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前条第1項の協議により寄付を受けることができないやむを得ない理由がある場合、市長が定める土地使用貸借契約書(様式3)により貸借契約を締結し、当該後退用地を無償で使用するすることができる。
- (拡幅整備)
- 第6条 市長は、前条第1項、又は第2項により後退用地が寄付又は土地使用貸借契約される場合、予算の範囲内で当該後退用地等の拡幅整備を行うことができる。
- 2 建築主は、前条第1項、又は第2項により後退用地が寄付又は土地使用貸借契約される場合であって、市長が当該後退用地等の拡幅整備を行わない場合は自ら拡幅整備を行うことができる。
- 3 建築主は、市整備又は自ら整備する場合は、関係権利者の承諾を得るものとする。
- (助成金等)
- 第7条 市長は、第6条第2項に規定により、建築主自らが拡幅整備工事及びそれに係る測量等(以下「交付対象事業」という。)を行ったときは、予算の範囲内で、交付対象事業に要した費用の一部を助成金として交付することができる。
- (助成金の交付申請)
- 第8条 前条の助成金の交付を受けようとする建築主(以下「助成金申請者」という。)は、狭あい道路助成金交付申請書(様式4)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。
- (1) 狭あい道路事前協議書の写し
 - (2) 工事費等内訳明細書
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の申請書及び書類の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、助成金申請者に対し狭あい道路助成金交付決定通知書(様式5)により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、狭あい道路助成金不交付決定通知書(様式6)により、助成金申請者に通知するものとする。
- (助成金の額)
- 第9条 助成金の額は、別表に定める額を基に算出した額(以下「算出額」という。)とし、工事費等内訳明細書と算出額を比較し、安価な額の3分の2以内の額とする。
- (助成金の交付申請の取下げ)
- 第10条 助成金申請者は前条第2項又は第3項の規定による通知を受け取った場合において、当該通知に係る助成金の交付決定(以下「助成金の交付決定」という。)の内容に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して10日以内に狭あい道路助成金交付申請取下届出書(様式7)を市長に提出することにより、当該助成金の交付にかかる申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、前条第2項又は第3項の規定に基づく当該助成金に係る交付決定はなかったものとする。

(交付対象事業の変更)

第11条 助成金の交付の決定通知を受けた助成金申請者（以下「助成金決定者」）は助成金の交付決定を受けた後、交付対象事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ狭あい道路助成金交付申請変更承認申請書（様式8）に次に掲げる書類を添付し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 狭あい道路助成金交付決定通知書
- (2) 変更内容が分かる書類
- (3) 変更工事費等内訳明細書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、必要と認めるときは、助成金の額その他助成金の交付に係る内容を変更し、狭あい道路助成金交付申請変更承認通知書（様式9）により助成金決定者に通知するものとする。

(交付対象事業の中止)

第12条 助成金決定者は、事情により交付対象事業を中止しようとするときは、速やかに狭あい道路助成金交付中止届（様式10）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 狭あい道路助成金交付決定通知書又は狭あい道路助成金交付申請変更承認通知書
- (2) 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第10条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(完了報告)

第13条 助成金決定者は、交付対象事業を完了したときは、狭あい道路助成金交付対象事業完了報告書を（様式11）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 確約書（様式12）
- (2) 地積測量図
- (3) 工事工程写真及び完了写真
- (4) 工事費等の領収書の写し
- (5) 工事費等の明細書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第1項の規定による報告は、事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付申請を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出し、検査を受けなければならない。

3 市長は第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付対象事業が適正に行われたと認める場合、狭あい道路検査済書（様式13）を交付し、助成金申請者へ通知するものとする。

(助成金の交付)

第14条 助成金申請者は、前条の狭あい道路検査済書の交付後、狭あい道路助成金請求書（様式14）により、市長に対し助成金を請求することができる。

(拡幅整備費及び助成金等の返還)

第15条 偽りその他不正の手段により、第6条の拡幅整備及び前条の助成金等を受けたものがあるときは、市長は、当該拡幅整備に要した費用に相当する金額又は当該助成金等の全部若しくは一部を、そのものから返還させることができる。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙１：対象地域一覧（第３条関係）

足代南一丁目	友井四丁目	
池島町一丁目	豊浦町	
池島町二丁目	中石切町一丁目	
稲田本町三丁目	中石切町二丁目	
岩田町三丁目	中石切町七丁目	
近江堂二丁目	中小阪二丁目	
上石切町一丁目	中小阪三丁目	
上四条町	中野一丁目	
岸田堂北町	西石切町二丁目	
衣摺三丁目	西石切町三丁目	
客坊町	東石切町二丁目	
日下町二丁目	御厨一丁目	
日下町七丁目	横小路町一丁目	
日下町八丁目	横小路町二丁目	
寿町二丁目	横小路町三丁目	
小若江一丁目	吉原一丁目	
四条町	吉松一丁目	
下六万寺町一丁目	若江北町三丁目	
新家三丁目	若江本町二丁目	
立花町	若江本町四丁目	
玉串元町一丁目		

※ただし、上記対象区域の対側の敷地も含む。

別表1（第9条関係）

区分		基本額
1	舗装工事（5号工）	1平方メートルにつき 9, 202 円
2	側溝築造工事（L型側溝）	1メートルにつき 24, 687 円
3	集水桝設置工事	1箇所につき 124, 445 円
4	測量費用	100平方メートルにつき 37, 390 円
5	分筆登記費用	一式 81, 386 円
5	その他交付対象事業に必要と認められる費用	市による積算額

備考 舗装面積及び側溝築造の延長は少数点第2位以下を切り捨てる。